

# 令和8年度出荷制限解除に向けた山菜・きのこ類の調査業務の 管理基準

## (目的)

この基準は、令和8年度出荷制限解除に向けた山菜・きのこ類の調査業務の現地調査の実施について、業務目的の達成並びに品質規格の確保を図ることを目的として、出荷制限解除に向けた山菜・きのこ類の調査業務委託仕様書第46条の規定に基づいて定めたものである。

## (管理の項目)

### 1 写真管理

#### (1) 写真の撮影

- ア 記録写真は、業務完了時に確認できない部分等の証拠及び品質管理等に役立たせるために撮影するものとし、着手前の状況から完了に至るまでの実行の経過を記録し、整理編集の上、監督員に提出しなければならない。
- イ 各作業種別の記録写真の撮影は、別表「実行記録写真の撮影」によるものとする。

#### (2) 写真の撮影と整理

- ア 記録写真の撮影と整理は、前記アによるほか、次の各項によらなければならない。
  - (ア) 写真撮影にあたり準備すべき器材は、次のとおりとする。
    - a 写真機（予備を用意しておくこと）
    - b 被写体の寸法を表示するロッド、ポール、リボンテープ等
  - (イ) 写真撮影に当たっては、次の各号に留意しなければならない。
    - a 業務の過程、出来形確認、不明視部分、共通仮設、使用機械、現地の不一致、災害発生等の写真は、重要な現場資料であるから、その撮影は時期を失しないよう業務の進行と並行して、適切かつ正確に行わなければならない。
    - b 撮影後は、できるだけ速やかに、目的どおり撮影されているかを確認しなければならない。もし、撮影が不完全な場合は、速やかに撮り直しを行うものとし、再撮影不能のもの、撮り落したものについては、ただちに監督員に報告して、その指示を受けなければならない。
    - c 被写体には、必ず所要事項を記入した黒板を添えなければならない。
    - d 局部的なものであっても、事業完了後、その部分が全体の中でどの部分であるかを明確にするため、局部とともに全体も撮影しておかななければならない。
    - e 事前・事後を比較する場合は、同位置において撮影するものとする。また、着手前の写真になるべく完了後も残る物体を入れて撮影しなければならない。
  - (ウ) 提出する写真の大きさは、原則としてサービスサイズ（7.6cm×11.2cm）以上のカラー写真とし、必要に応じてこれらのつなぎ写真とする。
  - (エ) 写真の整理方法については、写真の撮影要領に示す区分及び項目別に順序よく編集しなければならない。

### (3) デジタル写真

#### ア 画像編集等

画像の信憑性を考慮し、原則として画像編集は認めない。ただし、監督員の下承を得た場合は、回転、パノラマ、全体の明るさの補正程度は行うことができる。なお、この場合において、撮影時刻を明らかにするため補正を行った写真の元となった写真を併せて提出する。

#### イ 有効画素数

有効画素数は、黒板の文字及びスケールの数値等が確認できることを指標とする。

#### ウ 写真ファイル

記録形式、圧縮率、撮影モードについては監督員と協議の上決定する。

#### エ その他

(ア) 印刷物を納品に使用する場合は、300dpi 以上のフルカラーで出力し、インク、用紙等は通常の使用で3年間程度は顕著な劣化が生じないものとする。

(イ) 電子媒体を納品に使用する場合は、CD-Rを原則とする。ただし、監督員の下承を得た場合は、その他の媒体も提出できるものとする。なお、属性情報、フォルダ構成等については監督員と協議の上決定する。

また、納品する媒体は提出前に、信頼できるウイルス対策ソフトにより、その時点で最新のパターンファイルを用いてウイルスチェックを行わなければならない。

#### (別 表) 実行記録写真の撮影

撮影区分	撮影事項	説明
着手前	業務箇所	現地の遠景、近景等着手前の林内等の状況を撮る。
その他	その他必要事項	前各号に準じて撮る。